

一般販売約款

2025年9月1日

WWW.BRONKHORST.COM/TERMSANDCONDITIONS

第1条 特定事項

商号： ブロンコスト・ジャパン株式会社

所在地： 〒135-0016 東京都江東区東陽 5-27-5

Roxomビル

法人番号： 0106-01-035528

第2条 定義

2.1. 本一般販売約款において、文脈により明らかに別の意味を有する場合でない限り、大文字で表記された用語は、第2.4条に定める意味を有するものとします。

2.2. 本一般販売約款において、名詞、代名詞、動詞の単数形は、文脈上必要な範囲で、複数形を含むものとみなされ、その逆も同様とします。

2.3. 本一般販売約款において、「を含む」といった用語は、それに関するリストが網羅的ではないことを示すために使用されます。

2.4. 定義：

本契約とは、ブロンコストが顧客に対して製品及び／又はサービスを提供することを約束し、顧客が当該製品及び／又はサービスを購入することを約束する書面による契約をいいます。

ブロンコストとは、日本法に基づき適法に設立され登記され、東京法務局において登記番号 0106-01-035528 で登記された、ブロンコスト・ジャパン株式会社をいいます。

条とは、本一般販売約款の条項をいいます。

顧客とは、ブロンコストと本契約を締結した、又は締結する予定の法人又はその他の事業体をいいます。

納入とは、顧客に対して製品を供給すること(顧客が製品を実際に受領したかどうかを問いません)及び／又はブロンコストが同意されたサービスを実際に実施することをいいます。

EULAとは、ブロンコストがソフトウェアについて用いるエンドユーザーライセンス条項を定める契約をいいます。

本一般販売約款とは、本書において定められる、ブロンコストによる製品及び／又はサービスの販売に関するブロンコストの一般販売約款をいいます。

製品とは、ブロンコストが提供、販売及び／又は納入するあらゆる商品をいいます。

サービスとは、本契約に基づき顧客に対してブロンコストが提供し又は納入するあらゆるサービス(具体的には、メンテナンス及び修理の実施、トレーニングプログラム、ワークショップ、講座、教育の提供を含みます)をいいます。

ソフトウェアとは、ブロンコストが顧客に提供し又は本契約の一部として製品とともに提供するすべてのソフトウェア(プログラミングコード、ソースコード、ソフトウェアファイル等)をいい、顧客の利益のためにカスタマイズ、設定、構成、又は拡張されたものであると否とを問いません。

テスト納入とは、本一般販売約款の第 6 条における意味を有する納入をいいます。

書面によるとは、書面、電子メール、又は、メッセージが保存され、合理的な期間内に読み取れるブロンコストと顧客が合意したその他の電子的手段をいいます。

第3条 一般

3.1. 本一般販売約款は、ブロンコストが顧客に対して製品、サービス及び／又はソフトウェアを納入する義務を負うか又はかかる納入を行う提案を提出する、本契約、提案、見積、又は注文に適用されます。本一般販売約款からのいかなる変更も、ブロンコストが顧客に対して書面により明示的に確認した範囲に限り有効です。

3.2. ブロンコストと顧客が、本一般販売約款に加え、書面により明示的に本一般販売約款と抵触する追加の条項に合意した場合、当該追加条項は本一般販売約款の規定に優先するものとします。

一般販売約款

2025年9月1日

WWW.BRONKHORST.COM/TERMSANDCONDITIONS

- 3.3. 本一般販売約款が英語以外の言語で公表された場合、使用される法的用語は、英語での解釈に従って解釈されるものとします。
- 3.4. 顧客は、プロンコストとの関係において及び本契約を履行する際に、適用されるすべての法律及び規制を遵守するものとします。特に、環境、労働、人権、腐敗、競争に関するOECDの責任ある事業活動に関するガイドラインを含むものとします。
- 3.5. 顧客は、製品の再販売の場合、適用されるすべての(国際的な)貿易制限、規制、制裁リスト、その他の制裁関連法規を遵守するものとします。

第4条 本契約の成立及び条件

- 4.1. 見積書に別段の定めがない限り、プロンコストの見積書は発行日から30日間有効です。プロンコストは、いかなる注文も拒否する権利を有します。
- 4.2. 顧客とプロンコスト間の本契約は、見積書及び／又は注文請書に署名があるかどうかに問わらず、顧客からの注文に関するプロンコストによる書面による注文請書によって成立します。
- 4.3. 顧客は、プロンコストによる本契約の正確かつ適時の履行のために必要なあらゆる協力を提供しなければなりません。これには、ライセンスや許可などの適切な(アクセス)権限の提供が含まれます。また、顧客は、顧客又はその代理人が提供したデータ及び／又は仕様の正確性、完全性、信頼性を保証します。
- 4.4. プロンコストが販売カタログ、その他の広告資料、及び／又はプロンコストのウェブサイトに掲載している製品に関するイラスト、画像、図面、及びモデル(指定数量、寸法、重量を含みます)は、保証ではなく、単なるおおよその目安であり、製品に関する一般的な印象を提供することのみを目的としたものです。
- 4.5. プロンコストが顧客に提供するサービスが本契約に記載されている場合、その記載は常に網羅的なものです。

- 4.6. 顧客の意図する注文とプロンコストの書面による注文請書に相違がある場合、顧客はプロンコストの注文請書に拘束されます。ただし、顧客が、注文請書の発行日から3営業日以内に、書面により、注文請書が注文と一致しない旨をプロンコストに通知した場合を除きます。
- 4.7. 第4.2条に従って本契約が成立した後、顧客は、本契約の履行が開始されたか否かに問わらず、当該注文を(一方的に)取り消す権限はありません。本契約の取消しは、(i)プロンコストと顧客が書面により取消条件(取消費用を含みます)に合意し、かつ、(ii)プロンコストの判断において取消条件が完全に履行された場合に限り可能です。
- 4.8. プロンコストの書面による注文確認後も、プロンコストは、当該変更が注文の重要な点と矛盾せず、製品の形状、適合性、機能に悪影響を及ぼさない限り、最新の技術水準に従って製品を納入し、及び／又は、製品の製造、材料選択、仕様を変更する権利を留保します。
- 4.9. プロンコストの製品は、現時点のプロンコストの最新版に準拠しています。プロンコストは、製品を新しいバージョンに更新し、その製品の以前のバージョンの納入を終了する権利を有します。
- 4.10. プロンコストは、納入された製品の交換部品を納入後5年間在庫に保持するよう商業的に合理的な努力を尽くしますが、製品の多様性により、一定の製品では交換部品の在庫が不足する場合があります。

第5条 製品の引渡し

- 5.1. プロンコストと顧客が引渡条件について明示的に別段の合意をしない限り、製品の引渡しは、Incoterms® 2020に定義される工場渡し(EXW)に基づき、日本国東京にあるプロンコストの事業所において行われます。製品は、別段の合意がない限り、プロンコストの標準的な梱包手順に従って梱包されます。
- 5.2. 別段の合意がない限り、顧客は、納入が行われた場所において、納入日から5営業日以内に製品を引き取らなければ



Bronkhorst®

一般販売約款

2025年9月1日

WWW.BRONKHORST.COM/TERMSANDCONDITIONS

- なりません。顧客が製品を適時に引き取らない場合、顧客は債務不履行となり、ブロンコストは製品の保管及び管理に関する合理的な費用を請求する権利を有します。
- 5.3. ブロンコストは、いかなる場合においても納期を保証しません。顧客とブロンコストの間で合意された納期は、納期の見積もりであり、厳守すべき期限ではありません。この納期を超過した場合でも、ブロンコストの債務不履行及び／又は責任は生じません。
- 5.4. ブロンコストは、注文を分割納入する権利又は注文全体が納入可能になるまで納入を留保する権利を有します。
- 5.5. 納入前に、製品はブロンコストの標準検査・試験手順又は製造元の標準検査・試験手順に従って、ブロンコストにより検査及び試験されます。顧客が要求する追加の検査・試験又は試験証明書及び／又は詳細な試験結果の提供は、ブロンコストの事前の書面による承認を要し、別途合意がない限り、顧客の費用負担で行われます。
- 5.6. 製品の顧客のシステム、機械、設備への設置及び組立ては、顧客の責任において行われます。これらの設置及び／又は組立作業は、書面による別段の合意がない限り、ブロンコストの納入義務には含まれません。
- 5.7. サイト受入試験（SAT）が合意された場合、顧客は、可能な限り速やかに、ただし納入後30日以内に、SATを実施しなければなりません。SATが成功裏に完了した場合、顧客はブロンコストが提供する受領証明書、確認書又は証明書を遅滞なく署名する必要があります。顧客がSATが成功裏に完了する前に製品を（商業的な）使用に供した場合、当該製品は顧客により受領されたものとみなされ、本契約に準拠するものとします。
- 5.8. SATの実施中に、製品が技術仕様又は合意された試験基準から逸脱していることが判明した場合、顧客は、速やかに、ただし当該SATの実施後5日以内に、適切な理由と書類を添付して、書面によりブロンコストに通知しなければなりません。

- 5.9. 顧客が第5.7条に定める期間内にブロンコストに受領証明書を提出しない場合、又は第5.8条に定める期間内にブロンコストに相違を報告しない場合、製品は顧客により受領されたものとみなされ、本契約に準拠するものとします。
- 5.10. SATの実施中に、テスト基準が満たされていないため進捗が妨げられていることが判明した場合、ブロンコストと顧客は相互にテスト期間の延長に合意し、当該合意を書面により文書化することができる。

第6条 テスト納入

- 6.1. テスト納入とは、プロトタイプ、サンプル、0シリーズなど、テスト、試作、又は検査目的で納入される製品を指す。本一般販売約款は、テスト納入に適用されます。
- 6.2. ブロンコストと顧客がテスト納入に合意した場合、両者はコスト、技術仕様、テスト基準、及び遵守すべき手順とプロトコルに関する協議を行います。この点に関する具体的な取り決めは、テスト納入前又はテスト納入時に、ブロンコストと顧客が別途書面により文書化します。

第7条 サービス

- 7.1. 明示的に別段の合意がない限り（例えば、時間と材料に基づき提供されるブロンコストのサービスの場合）、顧客は、本契約で定められたブロンコストが提供するサービスに対して固定料金を支払う義務を負います。さらに、ブロンコストは、本契約の履行中に発生した実費（交通費、輸送費、旅費、食事費、宿泊費など）を顧客に請求する権利を有します。
- 7.2. サービス提供中又は提供後に、本契約に明示的に合意されていない作業が必要であることが判明した場合、当該作業は追加作業とみなされます。ブロンコストは、追加作業の必要性を顧客に速やかに通知し、関連する費用の見積もりを提供します。追加作業は、顧客が書面により同意した場合に限り実施されます。追加作業の費用は、ブロンコストの適用ある料率に基づいて計算されます。

一般販売約款

2025年9月1日

WWW.BRONKHORST.COM/TERMSANDCONDITIONS

- 7.3. 顧客は、ブロンコストがサービスを適切に提供できるよう確保し、ブロンコスト及び／又はその従業員が傷害又は損害（遅延による損害を含みます）を被らないよう防止する義務を負います。さらに、ブロンコストは、ブロンコストの従業員の安全又は健康に危険を及ぼす状況が存在する場合、ブロンコストの単独の裁量により、サービスの履行を一時停止する権利を有します。
- 7.4. 顧客は、本契約の履行中（特にサービスの提供中）に、本第7条の規定に違反したことにより、ブロンコスト及び／又はその従業員が被った傷害又は損害について、ブロンコスト及び／又はその従業員に対して賠償責任を負います。
- 7.5. ブロンコストは、当該サービスが第10条に定めるブロンコストによる保証に基づき提供されるべきサービスに該当しない限り、サービスの提供の請求を拒否する権利を有します。

第8条 価格、請求書発行及び支払い

- 8.1. 提示及び合意されたすべての価格は、日本円建てであり、消費税（適用される場合）、輸入関税及びその他のすべての税金は含まれていません。ブロンコストは、第5.4条に定める納入又は部分納入ごとに請求書を発行する権利を有します。
- 8.2. 本契約に別段の定めがない限り、顧客は、請求書発行日から30日以内に、いかなる控除、割引又は相殺もなしに支払わなければなりません。当事者が本項に定める標準支払条件から逸脱することに合意した場合、ブロンコストは、手付金又はその他の担保の支払いを請求する権利を留保します。支払条件に関わらず、各支払期限は厳守すべき期限とみなされます。
- 8.3. 顧客は、支払いの停止を主張する権利を有せず、第18.1条に定める事由が発生した場合、請求書記載の価格は直ちに支払わなければなりません。
- 8.4. ブロンコストは、本契約締結後ただし引渡し前において、価格決定要因（供給価格、輸送費、輸入又は輸出関税、貨

金、税金、賦課金及び／又は適用ある外国為替レートの変動を含むが、これらに限られません）において、5%以上の価格上昇が発生した場合、本契約で合意された価格を合理的に増額する権利を有します。

- 8.5. 支払いが遅延した場合、ブロンコストは、顧客に対し、(i)遅延金額に対する商事法定利息及び消費税、並びに(ii)合理的に発生したすべての（回収）費用を請求する権利を有します。これらは、ブロンコストの他の法律上及び契約上の権利（顧客が支払義務を履行するまで、本契約に基づく義務の履行を一時停止することを含みます）は何ら毀損されません。
- 8.6. ブロンコストは、顧客が第8.2条に定める手付金を支払うか、第8.2条に定める担保を提供する（適用される場合）まで、本契約に基づく義務の履行を一時停止する権利を常に有します。
- 8.7. 製品についてのリコール措置、保証請求その他のクレームは、顧客の過去の又は将来の納入に関する義務に影響を及ぼさず、顧客がブロンコストに対する支払いを停止する権利を付与するものではありません。

第9条 所有权の留保

- 9.1. 第5.1条の規定にかかわらず、ブロンコストは、いかなる本契約に基づき顧客に引き渡したか又は引き渡す予定の製品についても、当該製品に関するすべての支払いが完了するまで、その所有権を留保します。顧客がブロンコストに対して他の債務に基づく支払いを未了の場合、上記所有権の留保は、当該支払いが完了するまで適用されます。
- 9.2. 顧客は、納入された所有権留保の対象となる製品を通常の営業の範囲内で使用又は販売する権利を有しますが、当該製品を担保に供する、抵当権を設定する、又は第三者の権利を付与するその他の行為を行うことはできません。顧客は、納入された所有権留保の対象となる製品を適切な方法で保管し、ブロンコストの財産として識別可能な状態に保つ義務があり、これにより製品が混同及び／又は附合によ



Bronkhorst®

一般販売約款

2025年9月1日

WWW.BRONKHORST.COM/TERMSANDCONDITIONS

り顧客の財産となることを防止しなければなりません。所有権留保の対象となる製品が（その後）売却された場合、顧客は当該製品に対する所有権を留保する義務を負います。

- 9.3. 顧客は、所有権留保の期間中、製品を損害及び盗難から保険で補償する義務を負います。顧客は、ブロンコストの請求に応じて、関連する保険契約書の写しを提出する義務を負います。
- 9.4. 第三者が所有権留保の対象となる製品を差し押さえる（若しくは差し押さえる意図がある）場合、又は当該製品に関する権利を確立又は行使しようとする場合、顧客は直ちに書面によりブロンコストに通知し、ブロンコストの製品に対する権利を保護するための十分な措置を講じなければなりません。
- 9.5. 顧客が本契約に基づくブロンコストに対する重要な義務を履行しない場合、ブロンコストは、自らの裁量により、顧客に対するいかなる責任も負うことなく、納入された所有権留保に基づく製品を回収する権利を有し、これによってブロンコストの損害賠償、利益の喪失、又は遅延利息の請求権が妨げられるものではなく、また、書面による通知により本契約を解除する権利も妨げられないものとします。

第10条 保証及びクレーム

- 10.1. ブロンコストは、各製品が、本契約で合意された技術仕様の重要な点において適合し、オランダ及び欧洲連合の適用法令に準拠することを表明し保証します。顧客が追加の証明書、試験、又は検査を要求する場合、関連する費用は顧客の負担とします。
- 10.2. ブロンコストは、顧客による製品の適用可能性（医療用途を含みます）について、他の商品との関連性があるか否かに関わらず、いかなる保証も提供しません。
- 10.3. ブロンコストが顧客に対して負う、サービス（の提供）に関するブロンコストの義務は、商業上合理的な努力を尽くすことに限定されます。ブロンコストは、提供したサービ

スが特定の結果をもたらすことを保証しません。第 10.1 項に明示的に定められた限定保証を除き、ソフトウェア、製品及びサービスは「現状有姿」で提供され、ソフトウェア及びサービスはエラーがないこと又は中断がないことを保証しません。ブロンコストは、いかなる本契約に基づき提供されるソフトウェア、製品又はサービスに関しても、明示的又は默示的な一切の保証（商品性又は特定目的への適合性の默示的保証を含むが、これらに限定されません）を明示的に否認します。

- 10.4. ソフトウェア、更新、メンテナンス、サポート及びソフトウェアに関するブロンコストが提供するその他の作業は、「現状有姿」で提供され、いかなる保証も付帯しません。例えば、ブロンコストは、ソフトウェアがエラーを含まないこと、中断なく機能すること、又はソフトウェア内のエラーやバグが修正又は改善されることを保証しません。顧客は、データのバックアップを作成し、ソフトウェアが機能しない又は機能しなくなった場合、その機能を代替できるシステムの可用性を確保する責任を負います。
- 10.5. 第 10.1 条に定める保証に違反した場合、ブロンコストは、その裁量により、該当する製品を無償で交換又は修理するか、又はその価格を返金する（適用される範囲において比例配分による）ものとします。
- 10.6. 第 10.5 条に定める製品の全部又は一部に関する交換又は修理について、ブロンコストは、交換又は修理の対象となる製品（又はその一部）と同一又は少なくとも同等の技術仕様を満たす製品（又はその一部）に交換することにより、欠陥製品の交換又は修理義務を履行したものとみなされます。ただし、ブロンコストは、代替製品（又はその一部）が、ブロンコストが合理的な条件及び合理的なルートを通じて入手可能であると判断する場合に限り、交換の義務を負います。
- 10.7. 第 10.1 条に定める保証に基づくすべての請求は、以下の場合、失効します。

一般販売約款

2025年9月1日

WWW.BRONKHORST.COM/TERMSANDCONDITIONS

- a. 製品の引渡しから3年が経過した場合。ただし、当該期間の最終年に、ブロンコストが、当該期間の最終年度中に製品又はその一部に関する保証に基づく保守又は修理作業を実施した場合ではない限り（その場合、当該作業の完了日から1年間の追加保証期間が適用されます）。
- b. テスト納入の場合において、当該テスト納入が納入された製品の購入に転換されない場合。この場合、第10.7a項に定める3年間の保証期間は、テスト納入の納入時に開始されます。
- c. 顧客がブロンコストに対する支払いを遅延した場合、又は本契約に基づく義務を履行しない場合
- d. 製品の欠陥が、製品が意図された目的及び納入時の状況下で使用されなかったこと、顧客による製品の不適切な使用、不適切なメンテナンス、顧客のシステム、機械又は設備に対する不適切な設置及び／又は組み立て（例えば、顧客のシステムへの汚染を含みます）、通常の摩耗・劣化、又はブロンコストが提供する（製品）情報、（製品）推奨事項、（ユーザー及び／又は加工に関する）指示、並びに／又は（安全に関する）指示に違反する顧客側の行為又は不作為から生じた場合。不適切な使用には、製品を適切に保管しないことにより、例えば、汚れ、湿気、又はその他を引き起こすことも含まれます。
- e. 顧客が製品に自ら変更を加えた場合、又は第三者を通じて変更を加えた場合。
- f. ブロンコストが製品又はその一部を第三者製造業者から調達し、ブロンコストが当該第三者製造業者に対して保証請求権を有しない（又は有しなくなった）場合
- g. 顧客が、欠陥を発見後10日以内に書面によりブロンコストに通知しなかった場合

第11条 苦情

- 11.1. 顧客は、製品を受領後直ちに、当該製品が本契約に適合しているかどうかを検査する義務があります。顧客は、いかなる場合においても（ただし、これに限定されません）、製品が良好な品質であり、損傷がなく、完全であるについて検査する必要があります。
- 11.2. 第11.1項に定める検査において、納入された製品が本契約に適合しないことが判明した場合、顧客は直ちに製品の使用を中止し、遅滞なく書面によりブロンコストに不適合を通知しなければなりません。ただし、製品の納入から10日以内に通知する必要があります。第11.1項に記載の検査では合理的に発見できなかった製品の欠陥については、顧客は、その欠陥を発見してから30日以内に、ブロンコストに書面で報告しなければなりません。
- 11.3. 第11.2項に記載の通知後、顧客は、ブロンコストの指示に従い、ブロンコストによる苦情の適切かつ適時な処理のために必要なあらゆる協力（製品が使用されているか又は使用されていた場所へのアクセスを許可すること、検査のために顧客の費用負担で製品を返送することを含みます）を行う義務があります。
- 11.4. ブロンコストが顧客に提供したサービスに関する苦情は、顧客は、サービスの提供から10日以内に、できるだけ詳細な苦情の内容とともに、ブロンコストに書面で報告しなければなりません。
- 11.5. 第11.2条及び第11.4条に定める期限が経過した場合、顧客に生じる一切の権利（違反の是正請求権、違反又は不適合に基づく損害賠償請求権を含むが、これらに限定されません）は失効します。いずれの場合においても、ブロンコストが第10.1条に基づき付与した保証が第10.7条に定める通り失効した場合、顧客は苦情を提出することはできません（又は提出できなくなります）。

一般販売約款

2025年9月1日

WWW.BRONKHORST.COM/TERMSANDCONDITIONS

第12条 責任

- 12.1. ブロンコストのいかなる（リスクに基づく）責任も、ブロンコスト、その従業員、その製品及び／又はその者が（支援のために）関与するあらゆる者によって引き起こされた間接損害（結果損害、販売の損失、利益の損失、節約の損失、営業上の信用の損失、事業停滞による損失、ソフトウェア、データ又は情報の誤り、中断又は喪失に起因する損失を含むが、これらに限られません）について、免除されます。ただし、当該損害が、ブロンコスト、その従業員又はブロンコストの管理下にある者の重過失又は故意の行為に起因する場合を除きます。
- 12.2. ブロンコストは、口頭で提供された助言、情報、推奨事項又は類似の通信について、いかなる責任も負いません。製品に同梱される使用上の書面による指示は、製品引渡時のブロンコストの知識と経験に基づいて作成されています。顧客が製品の輸送、保管又は使用時に、関連する指示に一部又は全部に従わなかった場合、製品の品質又は製品による損害について、ブロンコストは責任を負いません。
- 12.3. ブロンコストは、顧客の製品の希望する用途に関するいかなる責任も負いません。
- 12.4. いかなる場合においても、ブロンコストの重過失又は故意行為の場合を除き、本契約に基づく損害賠償責任は、ブロンコストの賠償責任保険者が当該請求に関して支払う義務を負う金額（実際に支払われた金額）に、ブロンコストの適用される責任保険契約に基づく免責額を加えた金額を超えないものとします。ブロンコストの賠償責任保険が請求の全額をカバーしない場合、本書に基づくブロンコストの責任は、ブロンコストの当該責任の原因となった当該製品、ソフトウェア又はサービス（税抜き）の対価としてブロンコストに支払われた金額を超えないものとします。
- 12.5. 本第12条の責任の制限は、各事象ごとに適用され、関連する一連の有害事象は単一の事象又は単一の請求として扱われます。

- 12.6. 顧客は、ブロンコストから調達した製品をどの第三者に納入したかを示す十分な記録を保持し、可能な限り、その顧客に対し、(i) 製品を再販売する相手を特定すること、及び(ii) その顧客にも同様の義務を課すことを要求しなければなりません。ブロンコストは、法的根拠がある場合、当該情報を請求する権利を有します。その場合、顧客は当該データをブロンコストに提供しなければなりません。

第13条 補償

- 13.1. 顧客は、法律で許される最大限の範囲において、本契約の履行から生じ、又はこれに関連する第三者からの一切の請求、損害、責任、費用及び経費（弁護士費用を含みます）について、かかる損害がブロンコスト及び／又はブロンコストが提供する製品、ソフトウェア又はサービスに起因すると否とに関わらず、ブロンコストを補償し、防御し、免責するものとします。
- 13.2. 損害が顧客の責に帰すべき事情に一部起因する場合、顧客は、常に、当該損害の少なくとも相当部分を賠償する義務を負う。顧客は、本第13条に定めるリスクに対して適切な保険を加入する責任を負うものとします。

第14条 不可抗力

- 14.1. ブロンコストは、不可抗力により本契約に基づく義務の履行（履行の準備を含みます）が妨げられている期間中、当該義務を履行する義務を負いません。また、合意された納期は、不可抗力の期間に応じて延長されます。上記に定める不可抗力には、以下の事項が含まれますが、これらに限定されません。(i)ブロンコストの合理的な統御を超えるあらゆる原因、(ii)ブロンコストのサプライヤーの合理的な統御を超えるあらゆる原因（労働問題を含みます）に起因する当該サプライヤーの不履行、(iii)ブロンコストの拠点における火災、(iv)政府の措置、(v)流行病又はパンデミックの発生、(vi)ストライキ、(vii)戦争、(viii)電力障害、及び(ix)ハッキング、ランサムウェア攻撃及び／又はDDOS攻撃。

一般販売約款

2025年9月1日

WWW.BRONKHORST.COM/TERMSANDCONDITIONS

14.2. 本契約が既に一部履行されている時点で不可抗力が発生した場合、顧客は、既に納入された製品の当該部分を保持し、既に製造された製品の受領及び／又は受領を承諾し、当該製品に対する購入代金をブロンコストに支払うものとします。ただし、顧客が当該製品の残りの部分が納入されないことにより、当該製品を有効に利用できること（又は以後利用できなくなること）を証明した場合、この義務は適用されません。不可抗力により残りの部分の納入が12か月を超えて遅延した場合、顧客は、影響を受けた当該製品（既に履行された部分を含みます）に関する本契約を解除する権利を有します。その場合、顧客は(i)既に納入された製品を顧客の費用とリスクでブロンコストに返却するか、(ii)既に納入された、制作された、又は注文された製品の価値をブロンコストに補償する義務を負います。

第15条 知的財産権

15.1. 書面による明示的な合意がない限り、製品、ソフトウェア及びブロンコストが本契約の履行のために顧客に供給したすべての物（図面、文書、報告書、イラスト、計算書、設計書、プロセス、モデル及び／又はソースファイルを含むが、これらに限定されません）の知的財産権及び／又は産業財産権は、顧客の仕様に従ってブロンコストが製造又は組み立てた製品（注文品を含みます）に関すると否とに関わらず、ブロンコスト又はそのライセンサーに帰属します。

15.2. 顧客は、ブロンコストの書面による許諾なしに、製品又はソフトウェアに付された知的財産権又は産業財産権の表示（著作権表示、ロゴ、ブランド名、商号を含みます）又はブロンコストの他の識別表示を使用、削除、又は変更することはできません。

15.3. ブロンコストと顧客の間の本契約の履行中に知的財産権が発生した場合、これらの権利は、書面による別段の合意がない限り、ブロンコストに帰属します。知的財産権が法令の定めにより顧客に帰属する場合、顧客は、本契約締結時に、その知的財産権（著作権法第27条及び第28条に基

づく権利を含みます）をブロンコストにあらかじめ譲渡し、顧客は、必要に応じて、当該譲渡に必要なあらゆる協力をを行うものとします。

15.4. 顧客及び顧客の最終顧客は、製品又はソフトウェアに関するそれぞれの技術仕様及び指示、又はソフトウェアに関するEULAに規定されている、製品及びソフトウェア（の知的財産権）を非独占的に使用する権利を付与されます。前文に規定する場合を除き、顧客は、製品及びソフトウェアの知的財産権に関する明示的又は默示的な権利又はライセンスを一切有せず、使用権には、製品又はソフトウェアの知的財産権を変更、構成、又は拡張する権利は含まれません。

第16条 ソフトウェア

16.1. ブロンコストと顧客が、本一般販売約款と矛盾する規定を含むEULAを締結した場合、当該EULAの規定が優先します。

16.2. 顧客は、本契約及び／又はEULAの枠組み内で意図された目的のみにソフトウェアを使用することができます。

16.3. 顧客は、以下の行為を行うことはできません。

- ソフトウェアの全部又は一部をリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、又はその他の方法でそのソースコード又はロジックを導出又は特定する行為
- 技術的なセキュリティ措置を削除又は回避する行為
- ソフトウェアの改変を可能とする、ブロンコストが配布していないプラグイン又は拡張機能を使用する行為

16.4. ブロンコストからソフトウェアのアップデートが一般に利用可能になった場合、ブロンコストは顧客に提供します。ブロンコストは、アップデートを受けるための条件（料金を含みます）を定める権利を有します。ブロンコストは、

一般販売約款

2025年9月1日

WWW.BRONKHORST.COM/TERMSANDCONDITIONS

ソフトウェアのアップデートを実施する義務及び／又はソフトウェア内のエラー又はバグを修正する義務を負いません。

第17条 機密保持

17.1. 顧客及びブロンコストに関する非公開の情報(事業プロセスや製品に関する情報を含むが、これらに限定されません)は、製品に関するすべての提供された文書、マニュアル、技術情報を含め、機密情報とみなされます。顧客及びブロンコストは、相手方の機密情報を第三者に共有してはなりません。さらに、顧客及びブロンコストは、顧客とブロンコストの間で合意された義務を履行するため、又は製品及び／又はソフトウェアの指定された使用に関連する場合でない限り、相手方の機密情報を自社の事業運営の利益のために使用してはなりません。

第18条 解除

18.1. ブロンコストは、顧客に対して書面による通知を行うことにより、直ちに本契約を解除することができます。この場合、ブロンコストは、顧客に対し、費用又は損害を賠償する義務を負いません。

- a. 顧客が破産手続開始の申立てをし、又は破産宣告を受け、又は顧客に対し類似の破産手続が適用される場合
- b. 顧客が支払いの停止（仮の停止を含みます）を申請又は取得した場合、又は顧客に対して類似の破産手續が適用された場合
- c. 顧客が債権者に対して（強制的な）和解を申し出た場合（裁判上又は裁判外を問わない）
- d. 顧客の資産の重要な部分が差し押さえられ、当該差し押さえが差し押さえから 14 日以内に解除されない場合
- e. 顧客が解散した場合
- f. 顧客が後見又は管理下に置かれた場合

g. 顧客が本契約又は本一般販売約款に基づく重要な義務を履行しない場合、又はその他の方法で違反した場合

h. 上記(g)に限らず、顧客がブロンコストに対する支払いを遅延した場合、又は顧客が第 3.4 条に基づく義務を履行しない場合

i. 本契約の締結後、ブロンコストが顧客が義務を履行しないおそれがある正当な事由があることを合理的に懸念する他の事情が判明した場合

j. ブロンコストが第 9.5 条に定める解除権を行使した場合

これらはいずれの場合においても、ブロンコストが顧客に対して（追加の）損害賠償を請求する権利を毀損するものではありません。

第19条 通信

19.1. 本契約及びその履行に関するすべての通信は、書面によるものとします。

19.2. 履行請求及び債務不履行通知は、書留郵便により行い、ブロンコストが履行すべき事項及び履行期限を明示しなければなりません。

第20条 権利及び義務の譲渡

20.1. 顧客は、本契約及び／又は本一般販売約款に基づき又はこれに関連してブロンコストに対して有するいかなる請求権も、第三者に譲渡又は移転することはできません。

20.2. ブロンコストの事前の書面による承認なしに、顧客は、本契約又は本一般販売約款、本契約及び／又は本一般販売約款に基づく義務、並びに／又は本契約又は本一般販売約款に関する法的地位を、いかなる第三者にも譲渡又は移転することはできません。ブロンコストは、本契約又は本一般販売約款の全部又は一部を、第三者（その承継人、関連会社又は関連会社を含むが、これらに限られません）に対し、譲渡又は移転する権利を留保します。



Bronkhorst®

一般販売約款

2025年9月1日

WWW.BRONKHORST.COM/TERMSANDCONDITIONS

第21条 分離可能性

21.1. 本一般販売約款の条項が無効又は取消可能な場合、その無効又は取消可能性は、本一般販売約款全体が無効又は取消可能となることを意味せず、また、同約款の他の条項（一部を含みます）が無効又は取消可能となることもあります。本一般販売約款の条項が無効又は取消可能な場合（その後取り消された場合を含みます）、ブロンコストは、当該無効とされた又は取り消された条項の趣旨に最も近い有効な条項で置き換えるものとします。

第22条 権利の放棄、準拠法、管轄裁判所

22.1. 本一般販売約款に別段の定めがない限り、顧客がブロンコストに対して有する請求権は、当該請求権が発生した日から1年を経過した日に消滅します。ただし、当該期間内に管轄裁判所へ提訴された場合はこの限りではありません。

22.2. ブロンコストと顧客との間のすべての法的関係は、日本法に準拠します。国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）の適用は、明示的に排除されます。

22.3. 本一般販売約款に準拠するブロンコストと顧客間の関係に起因する紛争は、第一審の管轄裁判所として東京地方裁判所が専属管轄権を有するものとします。当事者は、別段の合意を行うことができます。



Bronkhorst®